

健康保険被扶養者の認定に関する説明の改善

— 日本年金機構からの回答要旨 —

標記について、平成 23 年 1 月 19 日に日本年金機構にあっせんしたところ、8 月 5 日付けで以下の取り組みを行ったとの回答がありました。

日本年金機構では、平成 23 年 9 月から適用するよう「健康保険・厚生年金保険 適用業務処理マニュアル」の、①被扶養者(異動)届(認定)及び②被扶養者(異動)届(削除・変更)部分について、被扶養者認定における収入要件については、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間収入が、日額基準(日額 3,611 円以下。)に加え、年収基準である 130 万円を 12 か月で除した額を月額基準(月額 10 万 8,333 円以下。)として判断すること等を内容とする業務マニュアルの改正を行った。

また、事業主に対し毎月送付している「日本年金機構からのお知らせ」の平成 23 年 9 月号により業務マニュアルの改正の周知を図るとともに、日本年金機構ホームページにおける被扶養者(異動)届の手続の説明の改訂を行う。